

# ケイマン諸島アップデート：経済的実体ガイド ンス・ノート 3.0 版の発表

2020年7月13日、ケイマン諸島国際税務協力局（Cayman Islands Department for International Tax Cooperation）（「DITC」）は、経済的実体法（以下に定義）に従い、地域流動的な業務の経済的実体に関するガイダンス（Guidance on Economic Substance for Geographically Mobile Activities）（「本ガイダンス」）<sup>1</sup>の3.0版を発表しました。これは、2019年4月30日に発表された本ガイダンス2.0版に代わるものです。

本ガイダンスは、2020年国際租税協力（経済的実体）（改正）法（International Tax Co-Operation (Economic Substance) (Amendment) Law, 2020）によって改正され、2020年国際租税協力（経済的実体）（付表の改正）規則（International Tax Co-Operation (Economic Substance) (Amendment of Schedule) Regulations, 2020）および2020年国際租税協力（経済的実体）規則（International Tax Co-Operation (Economic Substance) Regulations, 2020）によって補完された国際租税協力（経済的実

体）法（2020年改正）（International Tax Co-operation (Economic Substance) Law (2020 Revision)）を補完するものです（併せて「経済的実体法」）<sup>2</sup>。

当グループの従前のクライアント・アップデート<sup>3</sup>に記載の通り、経済的実体法は、地域流動的な業務に関する、世界的なOECD主導の税源浸食と利益移転（「BEPS」）の基準に対応したものです。この種の要件は、OECD準拠の「非課税または名目上の租税のみ」を課す全法域において、公平な競争の場を提供すべく、急速に導入されています。

本ガイダンス3.0版は、上記の改正法および規制を反映し、経済的実体法における経済的実体要件およびその実務的な実施に関する重要な側面に対応したものです。

経済的実体法および本ガイダンスは、OECDのBEPS包摂的枠組みに関わる135の参加国・法域の一員であるケイマン諸島における国際基準の継続的な遵守お

<sup>1</sup> [https://www.ditc.ky/wp-content/uploads/Economic\\_Substance\\_-\\_Guidance\\_-\\_v3.0190713.pdf](https://www.ditc.ky/wp-content/uploads/Economic_Substance_-_Guidance_-_v3.0190713.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.ditc.ky/es/es-legislation-resources/>

<sup>3</sup> <https://maples.com/Knowledge-Centre/Industry-Updates/2019/03/Cayman-Islands-Economic-Substance-Requirements-for-Certain-Entities-Overview>

よびケイマン諸島による EU へのコミットメントの双方を反映するものです。

## 概要

経済的実体法は、「該当活動」を行う「該当事業体」に関する一定の報告および経済的実体要件を含んでいます。

該当事業体とは、以下の通り定義されます。

- ケイマン諸島の会社、LLC、または有限責任事業組合
- ケイマン諸島において登録されている外国会社

ただし、かかる「事業体」が「国内会社」、「投資ファンド」または経済的実体法の目的上におけるケイマン諸島外の「税法上居住者」（tax resident）である場合、上記定義の対象外となります。

経済的実体法に基づく該当活動の定義は、以下の通りです。

- [銀行事業](#)
- [物流およびサービスセンター事業](#)
- [ファイナンスおよびリース事業](#)
- [ファンド・マネジメント事業](#)
- [本社事業](#)
- [持株会社事業](#)
- [保険事業](#)
- [知的財産事業](#)
- [運輸事業](#)

経済的実体法および本ガイダンスは、上記で使用されている用語に関する完全な定義および実務的なガイダンスを含んでいます。

## 主な変更

最新版である本ガイダンスは該当活動各セクター毎のガイダンスを初めて規定するものです。これには該当事業体が該当活動を行っているか判断するための例および解説が記載されています。ケイマン諸島で設立または登録されている事業体を有しており、かかる事業体に経済的実体法がどのように適用されるか不明なお客様については、貴社のMaplesグループ担当者に相談されることを推奨いたします。

本ガイダンスは、すでに一部実施されている通知および報告に関するアプローチへの変更を反映しています。特に（上記の）全て事業体は、ケイマン諸島の会社登記局（Registrar of Companies）の企業管理プラットフォームを通じて、経済的実体に関する通知書（Economic Substance Notification、「ESN」）を毎年提出することが義務付けられています。ケイマン諸島の事業体については、ESNを提出することが年次報告の提出の必須条件となっています。ケイマン諸島において登録されている外国会社も、年次報告の提出は義務付けられていないものの、ESNの提出が必要となります。

該当事業体は、該当活動を行っていることをESNに記載しており、経済的実体法に基づき経済的実体要件の対象となる場合、DITCに対し、DITCポータル経由で毎年、その該当活動について一定の情報<sup>4</sup>を報告することが義務付けられます（「ES年次報告」）。

<sup>4</sup> 国際租税協力（経済的実体）法（2020年改正）第7(4)条および2020年国際租税協力（経済的実体）規則を参照。

本アップデート日付現在において、DITCポータルはまだ準備中ですが、最初のES年次報告は、該当事業体が2019年1月以降に開始した会計年度の最終日から12ヶ月以内に提出する必要があります。すなわち、例えば、会計年度が1月1日から12月31日である該当事業体が2019年中に該当活動を行った場合、2019年1月1日から2019年12月31日までの会計年度に関するES年次報告を2020年12月31日までに提出しなければなりません。当グループでは、後日、ES年次報告の手続きに関する要件についてさらなるアップデートを提供することを予定しております。

さらに、該当活動を行っているものの、ケイマン諸島外の税法上居住者であるために該当事業体には該当しない事業体（したがって、ES年次報告の提出および経済的実体法に基づく経済的実体テストの遵守が求められない）は、今後、ESNの一部として、その主張する税法上居住地の法域、直接的な所有者および最終的な実質的所有者ならびに会計年度末日を含む、一定の基本情報の提供が義務付けられます。また、かかる事業体は、その主張を裏付ける追加情報の提供と証拠のアップロードも求められます。DITCは、必要な情報範囲を定めたフォーム（「サンプルフォーム」）を発表しました。未だDITCより確認されていないものの、サンプルフォームが必要とする情報は、DITCポータルが開設された際、DITCポータル経由で提出を求められるものと予想されます。

したがって、最初のESNでケイマン諸島外の税法上居住者であることを記載した事業体は、その後ただちに、さらなる詳細および裏付けとなる証拠を提出することが求められる可能性があります。

経済的実体法に基づく経済的実体テストの遵守のために一定の機能をアウトソースする該当事業体については、該当事業体を選んだアウトソース・サービスプロバイダーもDITCに所定の情報を提供することにより、かかるアウトソーシングを証明することが求められます。

本ガイダンスは、税務情報庁が回避メカニズムであると疑われるアレンジメントを監視し、経済的実体法に基づく義務の回避を主目的または主目的の一つとしてアレンジメントを行う者がいる事例を調査すると定めています。具体例としては、実体要件を回避するために収入を操作し、または人為的に隠蔽しようと試みる事業体が挙げられます。

### 手続きをスムーズに進めるサポート

Maples グループでは、今後数年にわたり、ESN 手続きに関してお客様をサポートするために多くの革新的なソリューションに着手しており、今後、さらに情報を提供する予定です。

しかしながら、とりわけ経済的実体法、本ガイダンスおよび関連要件の重要点がいくつも明確となった現時点で、ご質問がある場合は貴社の Maples グループ担当者までご連絡いただくことをおすすめいたします。

さらなる情報またはサポートをご希望の場合は、Maples グループの貴社担当者または以下の連絡先までご連絡ください。

**Jon Fowler**

+1 345 814 5526  
jon.fowler@maples.com

**Jonathan Green**

+1 345 814 5466  
jonathan.green@maples.com

**Alasdair Robertson**

+1 345 814 5345  
alasdair.robertson@maples.com

**2020年9月**

© **MAPLES** グループ

本アップデートは、Maplesグループのお客様および専門担当者への概要情報の提供のみを目的としたものです。包括的情報または法的助言の提供を主旨とするものではありません。

本アップデートはあくまでご参考のために英語で公表されたアップデートを日本語に翻訳したものです。本アップデートの正式言語は英語であり、その内容・解釈について差異が生じた場合には、英語版が優先します。